

第1編 総論

第1章 計画の主旨

1-1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、愛媛県の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、県民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本県における地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。

1-1-2 計画の性格

この計画は、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに県民が、津波防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

1-1-3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の4編による。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波の想定及び地震防災緊急事業五箇年計画等の計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。

(3) 第3編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

1-1-4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、県民、自

主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることができることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る

1－1－5 国土強靭化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条に基づき作成された国土強靭化地域計画である「愛媛県地域強靭化計画」は、愛媛県地域強靭化計画以外の県計画の指針となるべきものとして定められている。このため、県は、愛媛県地域強靭化計画の基本目標である、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1－2－1 県

- (1) 県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の津波災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (8) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊娠婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示の発令に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の津波災害応急対策の連絡調整
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1－2－2 市町

- (1) 市町地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波浸水想定区域を有する市町においては、津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (3) 津波防災に関する組織の整備
- (4) 防災思想・知識の普及
- (5) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (6) 自主防災組織の育成指導その他住民の津波災害対策の促進
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 津波防災のための施設等の整備
- (9) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (10) 被災者の救出、救護等の措置
- (11) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (12) 避難指示の発令及び指定避難所の開設
- (13) 消防、水防その他の応急措置
- (14) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (16) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (17) 災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検
- (18) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (19) 緊急輸送の確保

- (20) 災害復旧の実施
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1－2－3 関係機関

1 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局四国警察支局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
 - イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
 - ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること
 - エ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
 - オ 警察通信の確保及び統制に関すること
 - カ 津波警報の伝達に関すること
- (2) 四国総合通信局
 - ア 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること
 - イ 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること
 - ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること
 - エ 災害時における通信機器の供給の確保に関すること
 - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること
- (3) 四国財務局（松山財務事務所）
 - 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）
 - 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 愛媛労働局
 - ア 事業場における津波による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること
 - イ 事業場等の被災状況の把握に関すること
- (6) 中国四国農政局
 - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること
 - イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること
 - エ 津波防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること
 - オ 津波防災に関する情報の収集及び報告に関すること
 - カ 災害時の食料の供給に関すること
 - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること
- (7) 四国森林管理局愛媛森林管理署
 - ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
 - イ 国有保有林の整備保全
 - ウ 災害応急対策用木材（国有林）の供給
 - エ 民有林における災害時の応急対策等
- (8) 四国経済産業局
 - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること
 - ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること
- (9) 中国経済産業局
 - 電気の供給の確保に必要な指導に関すること
- (10) 中国四国産業保安監督部
 - 電気事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること
(但し、今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び閑前村の区域）、越智郡上島町に限る。)

- (11) 中国四国産業保安監督部（四国支部）
ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること
イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること
ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること
- (12) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、松山港湾・空港整備事務所）
管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。
ア 災害予防
(ア) 所管施設の耐浪性の確保
(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
イ 応急・復旧
(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
(ウ) 漂流物の除去等による緊急確保航路等の啓開
(エ) 所管施設の緊急点検の実施
(オ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
(カ) 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の被災地方公共団体への派遣
ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること
エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること
オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること
カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること
- (13) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
ア 陸上輸送に関すること
(ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること
(イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること
イ 海上輸送に関すること
(ア) 非常に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること
(イ) 旅客航路事業者の行う津波災害応急対策の実施指導に関すること
- (14) 大阪航空局（松山空港事務所）
ア 空港（航空保安施設等を含む）及び航空機の保安に関すること
イ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること
- (15) 四国地方測量部
ア 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
イ 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
ウ 地理情報システム活用の支援・協力
エ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
オ 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
カ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
- (16) 大阪管区気象台（松山地方気象台）
ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (17) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部）
ア 防災訓練に関すること

- イ 防災思想の普及及び高揚に関すること
 - ウ 調査研究に関すること
 - エ 警報等の伝達に関すること
 - オ 情報の収集に関すること
 - カ 海難救助等に関すること
 - キ 緊急輸送に関すること
 - ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
 - ケ 流出油等の防除に関すること
 - コ 海上交通安全の確保に関すること
 - サ 警戒区域の設定に関すること
 - シ 治安の維持に関すること
 - ス 危険物の保安措置に関すること
 - セ 広報に関すること
 - ソ 海洋環境の汚染防止に関すること
- (8) 中国四国地方環境事務所
- ア 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
 - ウ 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
- (9) 中国四国防衛局
- 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

2 自衛隊（陸上自衛隊松山駐屯地、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること
- (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること

3 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - ア 郵便業務の運営の確保に関すること
 - イ 郵便局の窓口業務の維持に関すること
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること
 - オ 各種措置の広報に関すること
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 県民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 津波情報及びその他津波に関する情報の正確迅速な提供による県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）

- 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
- (6) 本州四国連絡高速道路株式会社（しまなみ尾道管理センター、しまなみ今治管理センター）
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路等の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
- (7) 電源開発株式会社（西日本支店、電源開発送変電ネットワーク株式会社（岡山送変電事業所）
電力施設の保全及び復旧に関すること
- (8) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
ア 鉄道施設等の保全に関すること
イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること
エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること
- (9) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ア 電気通信施設の整備に関すること
イ 災害時における通信の確保に関すること
ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること
エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること
オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること
- (10) 太陽石油株式会社（四国事業所）
災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関すること
- (11) 日本通運株式会社（松山支店、新居浜支店、今治支店、西予支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山東支店、今治支店、新居浜営業所、四国中央営業所、大洲営業所、宇和島営業所、松山引越センター）、佐川急便株式会社（四国中央店、松山店、宇和店、新居浜店、大洲店、今治店、東予店、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (12) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
ア 電力施設等の保全に関すること
イ 電力供給の確保に関すること
ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること
エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (13) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置に関すること
- (14) 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）
ア 災害時における国立病院機構の医療班の派遣又は派遣準備に関すること
イ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関すること
ウ 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること
- (15) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること
イ 災害対策用物資の供給に関すること

4 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
ア 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
イ 災害時における旅客の安全確保に関すること
ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
ア 検査時の協力に関すること
イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること

- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティーブイ株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
 - ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
 - ウ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
- (5) 四国ガス株式会社
 - ア ガス施設等の保全に関すること
 - イ ガス供給の確保に関すること
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること
- (6) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
 - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (7) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること

5 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者

- (1) 土地改良区
 - 土地改良施設の整備及び保全に関すること
- (2) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - ア 共同利用施設等の保全に関すること
 - イ 被災組合員の援護に関すること
 - ウ 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (3) 商工会議所、商工会
 - ア 被災商工業者の援護に関すること
 - イ 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (4) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること
- (5) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関すること
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること
- (6) 愛媛県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援に関すること

1－2－4 県民・事業者

1 県民

- (1) 県民
 - ア 自助の実践に関すること
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること
 - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること
- (2) 自主防災組織
 - ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること
 - イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること
 - ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること

エ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関すること

2 事業者

(1) 事業者

- ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関するこ
- イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関するこ
- ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関するこ
- エ 災害応急対策の実施に関するこ
- オ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関するこ

第3章 津波発生の条件

1-3-1 地形・地質

本県は、四国の北西部に位置し、四国中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海から豊後水道にまたがる約1,700kmの海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小の島々などによって形成されている。面積は約5,676km²で全都道府県の26位に位置している。

また、本県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山市南方の砥部町を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帶、南側を外帶と呼んでいる。

内帶には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帶には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帶状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。

また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉢緑色岩類と呼ばれる火山碎屑岩、火山岩が分布している。

※資料 1 愛媛県の地質概要

(資料編1-5)

1-3-2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。

ここでは、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7-12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9-11年度）、愛媛県（平成8-11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

1 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。

2 断層帯の過去の活動

四国東端の徳島県鳴門市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2-7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千-1千5百年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6-8m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千5百-1千8百年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2-5m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約7百-1千3百年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2千9百-3千3百年であった可能性がある。

3 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間

を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら4つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	石鎚山脈北縁西部	伊予灘	石鎚山脈北縁（岡村断層）	讃岐山脈南縁西部
構成断層	川上・重信	伊予・伊予灘東部・伊予灘西部	岡村	石鎚・畠野・池田・三野
長さ	約41km	約88km	約29km	約82km
マグニチュード	7.5程度	8.0程度 もしくはそれ以上	7.3程度	8.0程度 もしくはそれ以上
ずれの量	2-5m程度	2m程度	3m程度	8m程度もしくはそれ以上
最新活動時期	17世紀以後、19世紀以前	17世紀以後、19世紀以前	15世紀以後	16世紀以後、17世紀以前
再来間隔	約1,000-2,900年	約1,000-2,900年	約1,000-1,600年	約1,000-1,600年
地震後経過率(T/R)	0.2-0.9	0.04-0.1	0.4以下	0.2-0.5
発生確率(30年以内)	ほぼ0-11%	ほぼ0%	0.01%以下	ほぼ0-0.4%
断層面	高角度 (地表付近)	高角度 (深さ2km以浅)	高角度 (地表付近)	高角度(地表付近) 北傾斜25° (深さ0.6km以浅)

※資料 1 愛媛県内の主な活断層

(資料編1-7)

1-3-3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

1 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの地震」である。この「最大クラスの地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

2 過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの約

1,400 年間に、少なくとも 9 回あった可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854 年）の間は 147 年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後に発生した昭和東南海（1944 年）・南海地震（1946 年）の間隔は約 90 年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707 年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めるとき、88.2 年となる。現時点（2021 年 1 月 1 日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に 70 年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

3 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944 年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854 年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707 年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946 年）や安政南海地震（1854 年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。

慶長地震（1605 年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896 年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約 5,000 年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684 年）よりも、南海トラフで大地震が繰り返していたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707 年）クラスの大地震は、300～600 年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約 2,000 年前の津波堆積物がその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

4 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された 88.2 年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後 30 年以内の地震発生確率は 70% から 80% となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、その発生頻度は 100～200 年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

1－3－4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

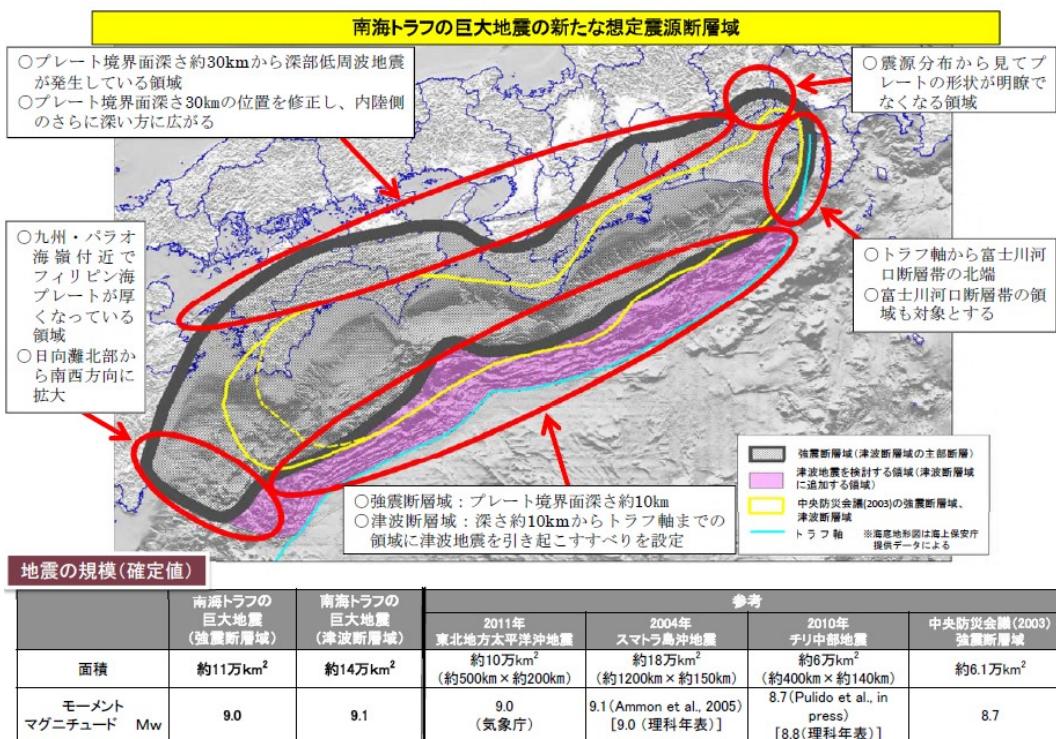
安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ 40～60km）が破裂する（ずれる）ことによって M6.7～M7.4 の大地震が発生する可能性がある。1649 年以降に M6.7～M7.4 の地震が領域内で 6 回発生しており、代表的な地震は 1905 年の芸予地震（M7.2）、2001 年の「平成 13 年（2001 年）芸予地震」である。

1-3-5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成25年3月31日公表

1 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

2 調査の内容

- (1) 地震動・液状化・土砂災害の想定
- (2) 津波の想定
- (3) 建物被害
- (4) 屋外転倒、落下物の発生
- (5) 人的被害
- (6) ライフライン被害
- (7) 交通施設被害
- (8) 生活支障
- (9) その他被害
- (10) 経済被害（直接被害）
- (11) 被災シナリオ

3 前提条件

(1) 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

(2) 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

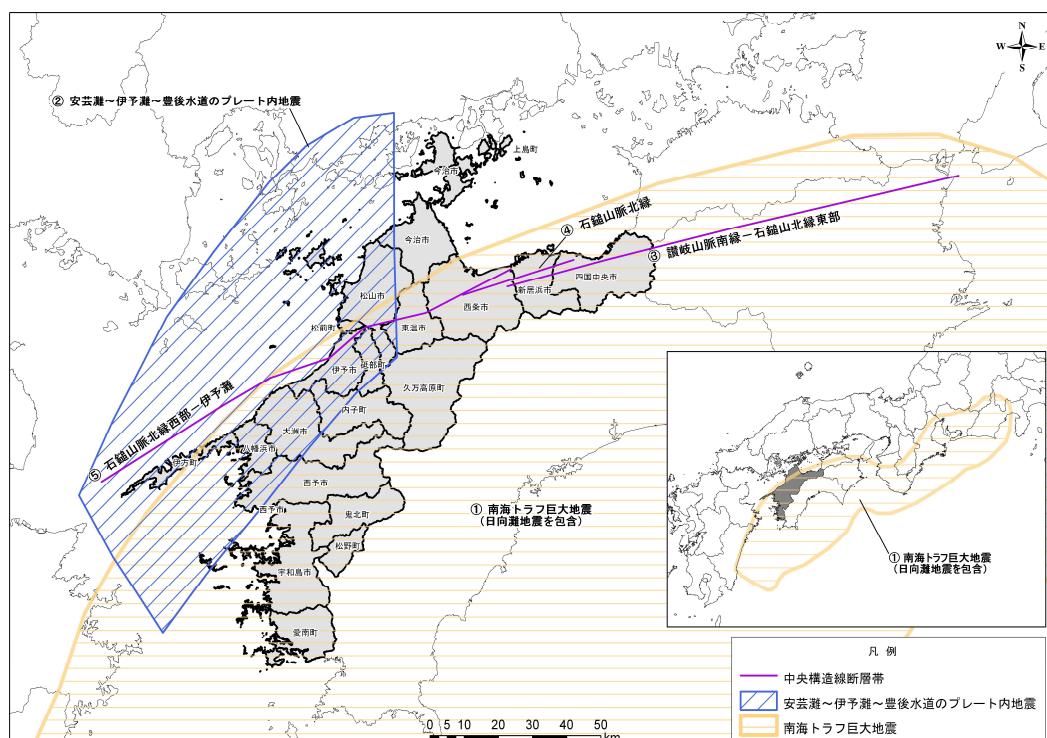
津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> 多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波:9.1)
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯)	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯)	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯)	8.0



5 想定結果

(1) 地震動

各想定地震における市町別最大震度

市町名	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震		讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北 縁東部の地震	石鎚山脈北縁 の地震	石鎚山脈北縁 西部－伊予灘 の地震
	想定地震 ①	想定地震 ②	想定地震 ②'	想定地震 ③	想定地震 ④	想定地震 ⑤
松山市	7	6 強	6 弱	6 弱	5 強	6 強
今治市	6 強	6 弱	5 強	6 弱	6 弱	6 強
宇和島市	7	5 強	6 弱	4	3	5 強
八幡浜市	7	6 弱	6 強	4	4	6 弱
新居浜市	7	5 強	5 弱	7	7	6 強
西条市	7	6 弱	5 強	6 強	6 強	7
大洲市	7	6 弱	6 弱	4	4	6 強
伊予市	7	6 弱	5 強	5 弱	5 弱	6 強
四国中央市	7	5 弱	4	7	6 強	6 弱
西予市	7	6 弱	6 強	4	4	6 弱
東温市	6 強	5 強	5 強	5 強	5 弱	6 強
上島町	6 強	5 強	4	6 強	5 強	5 強
久万高原町	6 強	5 強	5 弱	5 強	5 強	6 弱
松前町	7	6 弱	6 弱	5 強	5 弱	6 強
砥部町	6 強	5 強	5 強	5 弱	5 弱	6 弱
内子町	6 強	5 強	5 強	4	4	6 弱
伊方町	7	6 弱	6 強	4	4	7
松野町	6 強	5 弱	5 弱	3	3	5 弱
鬼北町	7	5 弱	5 強	4	4	5 弱
愛南町	7	5 弱	6 弱	3	3	5 弱

(2) 津波

ア) 津波到達時間

市町名	最短津波到達時間（分）						
	±20 cm	+1m*	+2m	+3m	+5m	+10m	最高津波水位
四国中央市	5	231	—	—	—	—	404
新居浜市	11	235	—	—	—	—	451
西条市	5	222	—	—	—	—	461
上島町	5	355	—	—	—	—	421
今治市	4	161	—	—	—	—	448
松山市	4	115	198	—	—	—	199
松前町	5	113	134	—	—	—	185
伊予市	4	25	126	—	—	—	181
大洲市	4	28	134	—	—	—	155
八幡浜市*	5(4)	51(32)	56(135)	59	66	—	72
伊方町	4	46	47	50	50	58	59
西予市	4	48	55	56	74	—	81
宇和島市	4	19	28	32	37	—	48
愛南町	4	14	18	19	23	30	35

*八幡浜市は宇和海側の数値を記載。なお、()内に伊予灘側の数値を参考記載。

*+ 1 m : 津波水位から初期潮位を引いた波高が + 1 m になった時間 (+ 2 m 以上も同様)

イ) 最高津波水位及び浸水面積

市町名	最高津波水位			浸水面積 (ha)
	(T.P.m)	うち朔望平均満潮位(m)	うち津波波高(m)	
四国中央市	3.6	1.8	1.8	631
新居浜市	3.4	1.9	1.5	955
西条市	3.4	1.9	1.5	3,360
上島町	3.1	1.9	1.2	136
今治市	3.3	1.9	1.5	1,407
松山市	3.9	1.8	2.1	1,041
松前町	4.2	1.8	2.4	488
伊予市	4.3	1.8	2.5	277
大洲市	3.9	1.6	2.3	93
八幡浜市	9.1	1.0	8.1	477
伊方町	21.3	1.0	20.3	321
西予市	9.3	1.0	8.3	358
宇和島市	10.1	1.1	9.0	1,662
愛南町	16.7	1.1	15.6	788
県計	—	—	—	11,995

(3) 被害想定

被害想定総括表 (1/6)

地震名	南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のブレーント内地震 (北側ケース1)
想定シーン	人的被害：冬深夜 人の被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人の被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人の被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人の被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人の被害以外：冬18時
風速	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数 916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ 12,469棟	107,554棟	6,161棟	13,210棟	466棟
	液状化 7,595棟	10,642棟	7,615棟	7,634棟	5,339棟
	土砂災害 392棟	662棟	360棟	409棟	170棟
	津波 28,876棟	27,413棟	28,519棟	29,182棟	0棟
	火災 10,789棟	97,357棟	8,694棟	11,116棟	53棟
	合計 60,121棟	243,628棟	51,349棟	61,551棟	6,029棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等 10,671箇所	33,868箇所	10,092箇所	11,072箇所	4,831箇所
	自動販売機 106箇所	389箇所	117箇所	114箇所	54箇所
	屋外落下物 12,527件	141,651件	4,526件	13,360件	235件
死者数	建物倒壊 734人	6,210人	351人	788人	27人
	屋内収容物移動等 うち42人	うち364人	うち28人	うち44人	うち11人
	土砂災害 32人	53人	29人	33人	14人
	津波 8,227人	8,184人	8,234人	8,225人	0人
	火災 159人	1,585人	0人	119人	0人
	ブロック塀の倒壊等 0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 3人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)
	合計 9,152人	16,032人	8,615人	9,165人	41人
負傷者数	建物倒壊 8,565人	46,048人	7,036人	8,708人	1,513人
	屋内収容物移動等 うち861人	うち5,584人	うち656人	うち890人	うち306人
	土砂災害 39人	66人	36人	41人	17人
	津波 419人	412人	420人	419人	0人
	火災 136人	944人	0人	111人	0人
	ブロック塀の倒壊等 0人(冬18時 30人)	0人(冬18時 111人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 23人)
	合計 9,159人	47,470人	7,491人	9,279人	1,531人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数 1,820人	18,516人	961人	1,855人	138人
津波被害に伴う要救助者・検索者	要救助者 718人	718人	718人	718人	0人
	要検索者 8,646人	8,596人	8,654人	8,644人	0人
上水道断水人口	給水人口 1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	直後 354,302人	1,081,300人	361,158人	315,612人	60,244人
	1日後 341,466人	1,055,933人	347,744人	304,767人	55,417人
	1週間後 266,859人	907,477人	265,500人	241,923人	30,657人
	1ヶ月後 100,136人	392,624人	81,665人	101,601人	3,858人
下水道支障人口	処理人口 770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	直後 419,308人	558,695人	421,918人	423,567人	146,252人
	1日後 319,670人	465,160人	320,767人	322,703人	123,439人
	1週間後 124,264人	176,300人	124,509人	125,393人	44,605人
	1ヶ月後 16,570人	16,781人	16,213人	16,650人	1,317人
停電軒数	電灯軒数 806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	直後 151,900戸	684,396戸	140,679戸	158,223戸	56,941戸
	1日後 50,456戸	383,730戸	33,797戸	58,474戸	4,574戸
	2日後 33,708戸	274,321戸	22,872戸	39,966戸	222戸
	1週間後 20,688戸	40,516戸	20,153戸	21,416戸	0戸
固定電話不通回線数	回線数 1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	直後 170,182回線	865,819回線	163,287回線	177,786回線	74,287回線
	1日後 120,550回線	785,706回線	93,512回線	112,577回線	30,122回線
	1週間後 13,289回線	138,614回線	1,413回線	15,943回線	0回線
	1ヶ月後 5,092回線	79,599回線	57回線	8,149回線	0回線
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数 74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	直後 14,022戸	71,677戸	16,814戸	16,091戸	11,290戸
	1日後 12,402戸	70,057戸	15,194戸	14,471戸	9,670戸
	1週間後 7,980戸	60,337戸	7,447戸	8,394戸	3,462戸
	1ヶ月後 7,980戸	26,068戸	7,447戸	8,394戸	3,462戸
ガス供給停止戸数 (LPGガス)	供給戸数 440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止容器転倒 8,042戸	14,384戸	7,964戸	8,340戸	5,986戸
	戸数 ガス漏洩 5,627戸	10,110戸	5,562戸	5,832戸	4,219戸

被害想定総括表 (2/6)

地震名		安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース2) 人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース1) 人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース2) 人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース1) 人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース2) 人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	
想定シーン		強風 (市町毎平均+2σ)		強風 (市町毎平均+2σ)		強風 (市町毎平均+2σ)	
風速		916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	
	揺れ	335棟	88棟	49棟	22,292棟	28,851棟	
	液状化	4,442棟	2,785棟	1,809棟	3,782棟	4,627棟	
	土砂災害	172棟	197棟	162棟	40棟	50棟	
	津波	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	
	火災	44棟	27棟	16棟	23,798棟	23,682棟	
	合計	4,994棟	3,096棟	2,036棟	49,911棟	57,210棟	
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	3,932箇所	1,715箇所	870箇所	6,917箇所	8,818箇所	
	自動販売機	39箇所	5箇所	3箇所	71箇所	96箇所	
	屋外落下物	173件	39件	20件	31,872件	44,635件	
死者数	建物倒壊	19人	5人	3人	1,262人	1,618人	
	屋内収容物移動等	うち8人	うち2人	うち1人	うち86人	うち113人	
	土砂災害	14人	16人	13人	3人	4人	
	津波	0人	0人	0人	0人	0人	
	火災	0人	0人	0人	687人	751人	
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	
	合計	33人	21人	16人	1,953人	2,374人	
負傷者数	建物倒壊	1,126人	524人	361人	8,515人	10,939人	
	屋内収容物移動等	うち253人	うち111人	うち50人	うち1,332人	うち1,765人	
	土砂災害	17人	20人	16人	4人	5人	
	津波	0人	0人	0人	0人	0人	
	火災	0人	0人	0人	331人	279人	
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 19人)	0人(冬18時 6人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 28人)	0人(冬18時 34人)	
	合計	1,143人	544人	378人	8,850人	11,223人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	97人	11人	6人	4,286人	5,513人	
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	0人	0人	0人	0人	0人	
	要捜索者	0人	0人	0人	0人	0人	
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	
	直後	42,807人	27,764人	17,331人	224,061人	275,668人	
	1日後	40,811人	25,360人	15,856人	220,288人	269,256人	
	1週間後	25,453人	13,281人	7,844人	197,465人	233,603人	
	1ヶ月後	4,670人	920人	465人	89,805人	104,929人	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	
	直後	131,714人	90,035人	56,019人	113,145人	149,041人	
	1日後	111,250人	75,882人	47,242人	95,629人	125,817人	
	1週間後	40,132人	27,723人	17,076人	34,691人	45,350人	
	1ヶ月後	1,144人	739人	530人	1,141人	1,257人	
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	
	直後	41,622戸	7,933戸	4,447戸	86,887戸	119,501戸	
	1日後	3,701戸	455戸	272戸	17,410戸	28,745戸	
	2日後	348戸	0戸	0戸	6,944戸	12,701戸	
	1週間後	0戸	0戸	0戸	63戸	188戸	
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	
	直後	55,146回線	9,989回線	5,791回線	126,215回線	162,408回線	
	1日後	18,928回線	572回線	0回線	100,808回線	133,867回線	
	1週間後	0回線	0回線	0回線	8,127回線	15,481回線	
	1ヶ月後	0回線	0回線	0回線	0回線	4,550回線	
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	
	直後	7,870戸	1,499戸	748戸	9,809戸	11,905戸	
	1日後	6,250戸	1,089戸	538戸	8,189戸	10,285戸	
	1週間後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸	1,220戸	
	1ヶ月後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸	1,220戸	
ガス供給停止戸数 (LPGガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	
	停止戸数	5,506戸	3,753戸	2,509戸	4,725戸	5,580戸	
	ガス漏洩	3,897戸	2,685戸	1,805戸	3,343戸	3,946戸	

被害想定総括表 (3/6)

地震名	石鎚山脈北縁の地震 (ケース1)	石鎚山脈北縁の地震 (ケース2)	石鎚山脈北縁西部—伊予灘の地震 (ケース)	石鎚山脈北縁西部—伊予灘の地震 (ケース2)
想定シーン	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	15,926棟	11,034棟	19,571棟
	液状化	3,295棟	3,402棟	6,573棟
	土砂災害	30棟	30棟	296棟
	津波	0棟	0棟	0棟
	火災	19,228棟	16,878棟	35,326棟
	合計	38,478棟	31,344棟	61,766棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	6,189箇所	5,953箇所	15,923箇所
	自動販売機	59箇所	68箇所	252箇所
	屋外落下物	22,749件	12,533件	18,413件
死者数	建物倒壊	930人	646人	1,139人
	屋内収容物移動等	うち63人	うち43人	うち84人
	土砂災害	2人	3人	24人
	津波	0人	0人	0人
	火災	558人	202人	39人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 2人)
	合計	1,491人	850人	1,202人
負傷者数	建物倒壊	6,429人	6,317人	15,686人
	屋内収容物移動等	うち975人	うち701人	うち1,452人
	土砂災害	3人	3人	30人
	津波	0人	0人	0人
	火災	273人	166人	41人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 26人)	0人(冬18時 23人)	0人(冬18時 65人)
	合計	6,705人	6,486人	15,757人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	3,136人	2,137人	3,943人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	0人	0人	0人
	要捜索者	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	直後	160,680人	169,735人	485,120人
	1日後	156,630人	164,993人	462,835人
	1週間後	135,493人	138,134人	338,539人
	1ヶ月後	64,789人	57,237人	82,885人
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人
	直後	106,646人	109,685人	232,531人
	1日後	90,149人	92,383人	196,006人
	1週間後	32,781人	33,614人	70,981人
	1ヶ月後	985人	923人	1,587人
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	直後	80,398戸	88,833戸	319,275戸
	1日後	21,174戸	18,422戸	56,590戸
	2日後	9,735戸	7,559戸	22,972戸
	1週間後	126戸	63戸	982戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	直後	115,134回線	117,251回線	410,032回線
	1日後	92,530回線	91,059回線	347,219回線
	1週間後	13,275回線	8,767回線	6,665回線
	1ヶ月後	2,344回線	0回線	3,690回線
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	直後	9,400戸	9,967戸	47,860戸
	1日後	7,780戸	8,347戸	46,240戸
	1週間後	578戸	714戸	36,520戸
	1ヶ月後	578戸	714戸	9,917戸
ガス供給停止戸数 (LPGガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	容器転倒戸数	4,052戸	4,039戸	9,037戸
	ガス漏洩戸数	2,865戸	2,853戸	6,305戸

被害想定総括表 (4/6)

地震名	南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のブレーント内地震 (北側ケース1)
想定シーン	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
津波浸水域	35箇所	31箇所	35箇所	35箇所	0箇所
津波浸水域外	111箇所	197箇所	107箇所	112箇所	48箇所
線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
鉄道施設被害箇所数	23箇所	5箇所	23箇所	30箇所	0箇所
津波浸水域外	411箇所	747箇所	394箇所	407箇所	203箇所
総保留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
国際拠点港湾	—	—	—	—	—
重要港湾	58箇所	306箇所	56箇所	41箇所	12箇所
地方港湾	38箇所	221箇所	27箇所	38箇所	5箇所
漁港被害箇所数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
漁港（1種～4種）	377箇所	1,008箇所	263箇所	504箇所	15箇所
1日後	265,106人	436,750人	259,889人	265,958人	10,493人
避難者数（避難所内外）	136,191人	466,888人	129,426人	130,153人	18,150人
1ヶ月後	152,028人	558,902人	134,805人	152,504人	13,894人
帰宅困難者	142,726人	142,726人	142,726人	142,726人	142,222人
居住ゾーン外への外出者数	135,387人	135,387人	135,387人	135,387人	134,883人
物資不足量	1,810,153食	3,970,992食	1,750,883食	1,787,444食	88,395食
給水不足量	1,497,500ℓ	7,805,399ℓ	1,528,752ℓ	1,532,716ℓ	220,318ℓ
毛布不足量	306,998枚	514,090枚	301,219枚	308,376枚	0枚
医療対応力不足数	1,764人	13,702人	997人	1,838人	0人
外来	2,700人	19,936人	1,670人	2,980人	0人
仮設住宅必要世帯数	11,973世帯	60,013世帯	10,542世帯	12,181世帯	1,861世帯
1日後	582基	916基	572基	583基	7基
仮設トイレ不足量	306基	917基	289基	294基	27基
1ヶ月後	152基	559基	135基	152基	13基
災害廃棄物発生量	488.9万t	1,734.1万t	425.5万t	498.5万t	52.9万t
津波堆積物	686.1万t	686.1万t	686.1万t	686.1万t	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	909人	894人	901人	896人
台数	1,913台	1,901台	1,907台	1,902台	1,816台
1日後	40,055人	62,984人	39,186人	40,202人	1,342人
災害時要援護者（避難所内）	1週間後	22,030人	62,704人	20,571人	21,409人
1ヶ月後	11,085人	38,476人	9,575人	11,192人	865人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	6棟	97棟	5棟	1棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	16施設	0施設	0施設
火災	1施設	4施設	0施設	1施設	0施設
津波	1施設	1施設	1施設	1施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	14集落	242集落	1集落	41集落
ため池被害	漁業集落	4集落	26集落	1集落	22集落
危険度ランクA	137箇所	657箇所	122箇所	147箇所	20箇所
危険度ランクB	357箇所	982箇所	293箇所	392箇所	137箇所
危険度ランクC	2,106箇所	961箇所	2,185箇所	2,061箇所	2,443箇所
漁業施設	漁船被害数	10,448隻	10,448隻	10,448隻	0隻
漁場被害面積	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	0.0km ²
重要施設	使用可能	1,717施設	869施設	1,747施設	1,696施設
一部制限	878施設	1,014施設	871施設	881施設	567施設
支障有	312施設	1,024施設	289施設	330施設	152施設
農地被害	液状化被害面積	88.7km ²	172.6km ²	92.1km ²	95.9km ²
津波被害面積	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	—
経済被害額	直接被害額	5.79兆円	16.15兆円	5.42兆円	5.83兆円
建物	3.91兆円	11.13兆円	3.63兆円	3.93兆円	0.54兆円
家庭用品等	0.88兆円	2.83兆円	0.81兆円	0.89兆円	0.15兆円
ライフライン	0.43兆円	0.91兆円	0.43兆円	0.44兆円	0.30兆円
交通施設	0.30兆円	0.58兆円	0.29兆円	0.29兆円	0.02兆円
その他公共土木施設	0.17兆円	0.33兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.12兆円
災害廃棄物処理	0.11兆円	0.38兆円	0.09兆円	0.11兆円	0.01兆円

被害想定総括表 (5/6)

地震名	安芸灘～伊予灘～豊後水道のブレート内地震 (北側ケース2)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のブレート内地震 (南側ケース1)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のブレート内地震 (南側ケース2)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース1)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース2)
想定シーン	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
津波浸水域外	44箇所	35箇所	25箇所	45箇所	56箇所
線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
鉄道施設被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
津波浸水域	193箇所	125箇所	88箇所	171箇所	205箇所
港湾施設被害箇所数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
国際拠点港湾	—	—	—	—	—
重要港湾	9箇所	1箇所	0箇所	137箇所	158箇所
地方港湾	4箇所	5箇所	4箇所	12箇所	14箇所
漁港被害箇所数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
漁港（1種～4種）	13箇所	22箇所	17箇所	86箇所	100箇所
避難者数（避難所内外）	8,596人 1週間後 1ヶ月後	4,740人 8,238人 5,616人	3,004人 5,090人 3,447人	54,924人 93,894人 115,985人	63,502人 112,606人 134,457人
帰宅困難者	142,693人 居住ゾーン外への外出者数	135,288人 127,949人	133,742人 126,403人	121,278人 113,939人	122,635人 115,296人
物資不足量	食糧不足量 給水不足量 毛布不足量	69,030食 247,881ℓ	28,347食 69,666ℓ	6,629食 20,864ℓ	587,567食 1,573,479ℓ
医療対応力不足数	入院 外来	0人 0人	0人 0人	0人 3,412人	3,368人 4,300人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	1,569世帯	893世帯	520世帯	12,368世帯
仮設トイレ不足量	1日後 1週間後 1ヶ月後	5基 23基 12基	3基 10基 5基	2基 7基 3基	105基 155基 115基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物 津波堆積物	43.5万t —	27.1万t —	17.8万t —	343.6万t —
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数 台数	879人 1,853台	841人 1,785台	756人 1,533台	750人 1,291台
災害時要援護者（避難所内）	1日後 1週間後 1ヶ月後	1,088人 1,524人 775人	628人 951人 380人	410人 605人 239人	7,727人 10,917人 8,139人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	23棟
文化財の被災可能性	揺れ 火災 津波	0施設 0施設 0施設	0施設 0施設 0施設	0施設 0施設 0施設	0施設 0施設 0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落 漁業集落	0集落 0集落	0集落 0集落	0集落 0集落	2集落 0集落
ため池被害	危険度ランク A 危険度ランク B 危険度ランク C	17箇所 122箇所 2,461箇所	28箇所 33箇所 2,539箇所	17箇所 27箇所 2,556箇所	55箇所 63箇所 2,482箇所
漁業施設	漁船被害数 漁場被害面積	0隻 0.0km ²	0隻 0.0km ²	0隻 0.0km ²	0隻 0.0km ²
重要施設	使用可能 一部制限 支障有	2,343施設 452施設 112施設	2,608施設 240施設 59施設	2,727施設 153施設 27施設	2,527施設 236施設 144施設
農地被害	液状化被害面積 津波被害面積	35.8km ² —	16.4km ² —	8.7km ² —	35.1km ² —
経済被害額	直接被害額 建物 家庭用品等 ライフライン 交通施設 その他公共土木施設 災害廃棄物処理	0.95兆円 0.43兆円 0.12兆円 0.27兆円 0.02兆円 0.10兆円 0.01兆円	0.59兆円 0.26兆円 0.07兆円 0.17兆円 0.01兆円 0.07兆円 0.01兆円	0.38兆円 0.18兆円 0.05兆円 0.10兆円 0.01兆円 0.04兆円 0.00兆円	3.33兆円 2.25兆円 0.53兆円 0.25兆円 0.10兆円 0.11兆円 0.08兆円

被害想定総括表 (6/6)

地震名	石鎚山脈北縁の地震 (ケース1)	石鎚山脈北縁の地震 (ケース2)	石鎚山脈北縁西部伊予灘の地震 (ケース1)	石鎚山脈北縁西部伊予灘の地震 (ケース2)
想定シーン	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速	強風 (市町毎平均 + 2σ)	強風 (市町毎平均 + 2σ)	強風 (市町毎平均 + 2σ)	強風 (市町毎平均 + 2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	35箇所	36箇所	92箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	145箇所	144箇所	401箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—
	重要港湾	70箇所	60箇所	94箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	1箇所	1箇所	65箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港（1種～4種）	47箇所	41箇所	182箇所
避難者数（避難所内外）	1日後	42,642人	36,180人	77,165人
	1週間後	69,538人	70,103人	165,917人
	1ヶ月後	85,093人	79,976人	157,962人
帰宅困難者	帰宅困難者数	122,635人	122,635人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	115,296人	115,296人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	448,626食	419,338食	978,700食
	給水不足量	1,110,042ℓ	1,233,883ℓ	2,711,409ℓ
	毛布不足量	26,188枚	19,280枚	55,360枚
医療対応力不足数	入院	1,771人	1,320人	1,913人
	外来	2,101人	2,036人	3,756人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	9,815世帯	7,932世帯	16,835世帯
仮設トイレ不足量	1日後	80基	63基	140基
	1週間後	115基	116基	277基
	1ヶ月後	85基	79基	158基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	260.5万t	209.4万t	405.9万t
	津波堆積物	—	—	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	778人	782人	873人
	台数	1,360台	1,362台	1,820台
災害時要援護者（避難所内）	1日後	6,167人	5,206人	10,028人
	1週間後	8,334人	8,343人	18,156人
	1ヶ月後	6,177人	5,773人	10,369人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	23棟	23棟	17棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	0施設	0施設
	火災	0施設	0施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	0集落	0集落	2集落
	漁業集落	0集落	0集落	0集落
ため池被害	危険度ランク A	34箇所	38箇所	175箇所
	危険度ランク B	63箇所	70箇所	367箇所
	危険度ランク C	2,503箇所	2,492箇所	2,058箇所
漁業施設	漁船被害数	0隻	0隻	0隻
	漁場被害面積	0.0km ²	0.0km ²	0.0km ²
重要施設	使用可能	2,582施設	2,564施設	1,777施設
	一部制限	206施設	229施設	667施設
	支障有	119施設	114施設	463施設
農地被害	液状化被害面積	34.8km ²	37.8km ²	85.9km ²
	津波被害面積	—	—	—
経済被害額	直接被害額	2.52兆円	2.31兆円	5.02兆円
	建物	1.69兆円	1.52兆円	3.18兆円
	家庭用品等	0.41兆円	0.38兆円	0.87兆円
	ライフライン	0.23兆円	0.24兆円	0.55兆円
	交通施設	0.05兆円	0.04兆円	0.13兆円
	その他公共土木施設	0.09兆円	0.09兆円	0.19兆円
	災害廃棄物処理	0.06兆円	0.05兆円	0.09兆円
	—	—	—	0.06兆円

第4章 地震防災緊急事業五箇年計画

1－4－1 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

なお、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等のうち、地震防災対策特別措置法に定めがない施設（「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に規定する津波防護施設等）については、別途、個別計画において具体的な整備目標及び達成期間を設定し、計画的な整備を行う。

第5章 えひめ震災対策アクションプラン

1－5－1 えひめ震災対策アクションプラン

東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、県地震被害想定調査結果等を踏まえ、本県に最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、計画期間や減災目標、県として取り組むべき施策等を盛り込んだ「えひめ震災対策アクションプラン」を策定し、ハード・ソフトの両面から効果的、総合的に防災・減災対策を推進する。

(1) 想定地震

南海トラフ巨大地震

(2) 施策の柱

- I 被害軽減対策の推進～地震・津波から県民の生命を守るために～
- II 災害応急体制の確立～発災後の被害拡大を防ぐために～
- III 復旧・復興体制の確立～県民の生活を速やかに再建するために～

(3) 計画期間

平成27年度から令和6年度までの10年間

なお、計画期間の中間に取組状況の評価を行い、計画の見直しを行う。

(4) 減災目標

想定される死者数を今後10年間で概ね8割減少させる。

(5) 施策体系

減災目標の達成に向けて、3つの施策の柱のもと、8つの基本政策、36の施策項目、181の実施項目に体系化し、各実施項目については、具体的な施策内容と年次計画を明示するとともに、可能な限り数値目標を設定

※資料 1 えひめ震災対策アクションプラン（概要）

（資料編5-10）